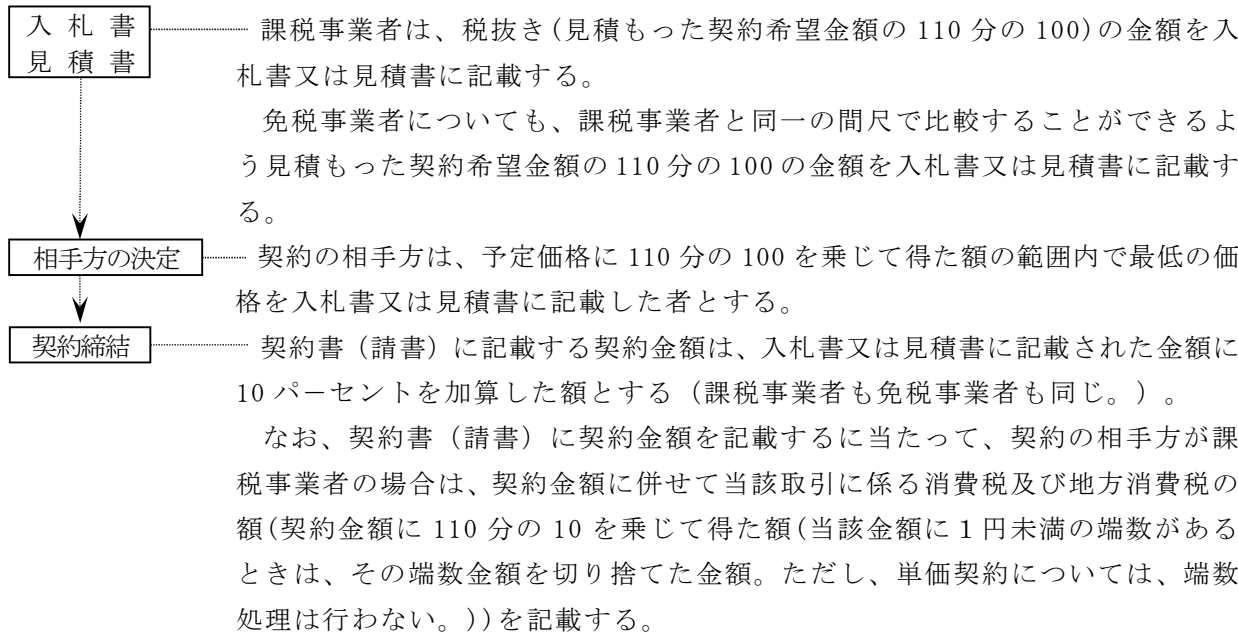


消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う競争入札及び随意契約の注意事項について

- 1 契約の相手方の決定等の方法については、「入札書又は見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし、単価契約については、端数処理は行わない。）をもって落札価格又は決定価格とするので、入札者又は見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書又は見積書に記載すること。」となっておりますので注意してください。
- 2 落札者が、免税事業者である場合には、免税事業者であることを別紙様式の届出書により落札決定後直ちに届け出てください。

(参考)



(記載例)

契約金額	金	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金	円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。